

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 4 月 27 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700441号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800004号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年10月1日から同年9月4日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成12年9月4日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成12年12月14日から平成13年1月1日に訂正し、平成12年12月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成12年12月14日から平成13年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成12年12月14日から平成13年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成12年9月4日から同年10月1日まで  
② 平成12年12月14日から平成13年1月1日まで

請求期間①及び②については、A社に勤務しており、給与は月18万円であったが、厚生年金保険被保険者の加入記録がない。給与明細書を提出するので、調査の上、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日をそれぞれ正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社の経理担当であった元取締役は、請求期間当時の給与支払方法については、給与の締め日は毎月末日、給与の支払日は翌月7日であり、当該給与から、支払の基礎となった月の保険料を控除していた旨陳述しているところ、請求者から提出された平成12

年9月分給与明細書並びに当該元取締役から提出された請求者に係る「社員名簿(労働者名簿)」及び「過去データの修正(平成12年度)」に加え、請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間①において、同社に勤務し、平成12年10月に、同年9月分の給与が事業主より請求者へ支払われていたことが確認できる。

一方、上記平成12年9月分給与明細書及び「過去データの修正(平成12年度)」により、請求期間①に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、「過去データの修正(平成12年度)」によれば、当該事業所の所定就労日は23日とされており、請求者の同月における出勤日数は20日、支給合計は15万8,500円とされているところ、請求者が所定就労日である23日勤務したとすると、厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額、標準報酬月額18万円に相当すると認められる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成12年9月4日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の被保険者期間について、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求期間②について、請求者から提出された平成12年12月分給与明細書並びにA社の元取締役から提出された請求者に係る「社員名簿(労働者名簿)」及び請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間②において、同社に継続して勤務し、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる本来の報酬月額から18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元取締役は、請求期間②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているが、全喪年月日が平成12年12月14日から平成13年1月1日に訂正された平成22年11月18日(以下「全喪訂正日」という。)以前において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められ、さらに、全喪訂正日において、年金事務所の請求期間②に係る厚生年金保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知

を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。